

豊見城市自動運転公共交通サービス導入検討委託業務に係る公募型プロポーザル審査要領

本審査要領は、豊見城市自動運転公共交通サービス導入検討委託業務（以下「検討委託業務」という。）に係る公募型プロポーザルの審査に際して、優先交渉権者を公平かつ適切に選定するための基準及び必要な事項を定めたものである。

1 審査機関

- (1) 本検討委託業務に係る選定審査は、豊見城市自動運転公共交通サービス導入検討委託業務選定委員会において行う。

2 審査方法及び採点基準

(1) 第1次審査（参加資格の審査）

事務局は、本検討委託業務に対するプロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）から豊見城市自動運転公共交通サービス導入検討委託業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき期限内に提出された参加表明書等を用いて、各参加希望者の参加資格を確認する。

参加資格の有無の確認後、参加資格を有すると認められた参加希望者（以下「提案者」という。）へ結果を通知する。

なお、参加希望者が4者以上となる場合は、下記のとおり提案者を選定する。

- ① 事務局にて別表1「採点基準表（書類審査）」（以下「別表1」という。）に基づき、「会社の業務実績」、「配置予定技術者の業務実績」を審査し、上位3者を提案者として選定する。
- ② 「会社の業務実績」、「配置予定技術者の業務実績」の合計点が同点の場合で4者以上になる場合は、「配置予定技術者の業務実績」の点数が大きい提案者を選定する。
- ③ 上記②において「配置予定技術者の業務実績」の点数が同点の場合は「管理技術者」の点数が大きい提案者を選定する。
- ④ 上記③でも決まらない場合は上記③で対象となったすべての提案者を選定する。

(2) 第2次審査（企画提案内容のプレゼンテーション審査）提案者に対して、実施要領に基づき提出された参加表明書等及び企画提案書等（以下「提出書類等」という。）の審査及びプレゼンテーション審査を実施し、審査当日に出席の委員長を含む選定委員による総合的な審査を行う。なお、プレゼンテーション審査は、提案者毎に企画提案書等の受付順に行い、プレゼンテーション15分、質疑応答10分程度及び採点10分で進行する。

① 審査基準

審査は、別表1及び別表2で示す評価項目に基づいて行う。

② 審査手順

ア 事務局は、提出書類等に対する事前の採点を別表1に基づいて行い、その結果を「評価判定シート」に記入する。「評価判定シート」はプレゼンテーション審査の前に審査会員へ配布する。

イ 選定委員は、提出書類等と提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答の内容から、別表2に基づき採点を行い、「評価判定シート」に記入する。

ウ 選定委員は、選定委員の採点の合計点（以下「評価点」という。）が2以上の提案者で同じ評価点とならないように採点するとともに、評価点の合計の高い順に提案者の順位を決定する。

エ 事務局は、選定委員の採点が終了した後に、「評価判定シート」を回収し、選定委員の評価及び順位を「評価判定集計表」に取りまとめ、委員長へ提出する。

オ 委員長は、「評価判定集計表」の記載内容に間違いがないことを確認し、選定委員の同意を得て選定結果を確定する。

3 優先交渉権者等の選定

優先交渉権者及び次点以降の者は次の方法で選定する。

(1) 審査の結果、順位を第1位とした選定委員の数が最も多い提案者を優先交渉権者に選定する。また、順位を第1位とした選定委員の数が次に多い提案者を次点者に選定する。第3位以降の選定も同様とする。

- (2) 上記(1)において、順位を第1位とした選定委員の数が同数の提案者が2人以上ある場合は、当該提案者の順位を第1位とした選定委員の当該提案者にかかる採点の合計点が最も多い者を優先交渉権者とする。
- (3) 上記(2)において、当該提案者の順位を1位とした選定委員の当該提案者に係る採点の合計点数が同点の場合は、委員長が当該提案者の代理人として指名した委員にそれぞれくじを引かせて、優先交渉権者を定めるものとする。
- (4) 応募が1提案者の場合、審査を実施のうえ、各選定委員の合意でもって優先交渉権者とする。
- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、選定委員の評価点の合計が基準点に満たない提案者は優先交渉権者として選定しない。

※基準点：選定委員人数×42点（各選定委員の持ち点（満点70点）の6割）

- 4 選定結果は、豊見城市ホームページに、優先交渉権者及び次点交渉権者の名称等を掲載する。

別表1 採点基準表（書類審査）

評価項目	評価内容	配点
会社の業務実績	過去に受託した同種・類似業務実績 ・同種業務：業務実績は3件以内とする。 - 配点は、2（点／件）とする。 ・類似業務：業務実績は1件以内とする。 - 配点は、1（点／件）とする。 ・国・県・地方公共団体から受けた企業の優良業務表彰の実績（3件以内）。 - 配点は、1（点／件）とする。	10

配置予定技術者の業務実績	管理技術者	同種・類似業務	過去に受託した同種・類似業務実績 ・同種業務：業務実績は2件以内とする。 配点は、2(点/件)とする。 ・類似業務：業務実績は2件以内とする。 配点は、2(点/件)とする。 ・国・県・地方公共団体から受けた同種又は類似業務の優秀技術者表彰の実績(2件以内)。 配点は、1(点/件)とする。	10
	担当技術者	資格	・技術士(総合技術監理部門：選択科目を「建設」) 配点は、2点とする。 ・技術士(建設部門：選択科目を「都市及び地方計画」又は「道路」のいずれか一つ) 配点は、2点とする。 ・RCCM(登録部門：「都市計画及び地方計画」又は「道路」のいずれか一つ) 配点は、2点とする。	10
		業務実績	過去に受託した同種・類似業務実績 ・同種・類似業務：業務実績はあわせて2件以内とする。 配点は、2(点/件)とする。 ※管理技術者及び照査技術者として従事した業務は除く。	
	合計(30点満点)			

※具体的な業務事例を以下に示す。業務実績については、令和3年度以降公募の公告日までに完了した業務実績を評価するものとする。

・同種業務：【地域公共交通計画策定に係る調査検討業務】

・類似業務：【その他モビリティや交通施策に関する調査検討業務】

※担当技術者は、資格を有する者の配置に対し加点するものであり、資格の保有者の配置を求めるものではない。

別表2 採点基準表（技術提案）

評価項目			評価内容	配点
企画提案書	a		「業務実施方針・計画提案概要」 ・業務内容全般に対する理解度等を評価する。 ・方針や提案概要等の的確性及び実効性、実現性を評価する。	5
	b		「業務スケジュール及び業務フロー」 ・業務実施手順を示す実施フローの妥当性を評価する。 ・業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性を評価する。	5
	c		「業務の実施体制」 ・各技術者の資格や業務実績などが記載され、従事する技術者の各役割が明確で、適切な人員の配置計画となっているか評価する。 ・業務を円滑、効果的に進める体制となっているかを評価する。	5
	特定テーマ	d	「導入可否の判断基準および段階的ロードマップの策定にあたっての提案」 ・本市における自動運転移動サービス導入の可否を客観的に検証・評価するための「導入可否判断基準」及び今後の実証運行の準備・実施、さらには将来的な社会実装へと至る、意思決定プロセスを含んだ一連の「段階的ロードマップ」の提案を評価する。	30
		g	「その他の提案」 ・上記以外の提案を評価する。	15
小計				60
プレゼンテーション			・プレゼンテーションは分かりやすく、説得力があるかを評価する。 ・質疑に対する的確な応答であるかを評価する。	5
専門能力・提案意欲			・業務に対する高度な知見や専門性があるか評価する。 ・取組意欲等を評価する。	5
小計				10
合計（70 点満点）				